

官民競争入札等監理委員会  
入札監理小委員会  
第27回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 27 回 官民競争入札等監理委員会 入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 19 年 12 月 11 日（火）17:50～19:22

会 場：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. アビリティーガーデン（(独)雇用・能力開発機構）における対象公共サービスの  
実施状況について（平成 19 年度前期分）
2. 実施要項（案）の審議
  - ・在日外交官日本語研修（(独)国際交流基金）
  - ・科学技術研究調査（総務省）
  - ・企業活動基本調査（経済産業省）
3. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、小林副主査、逢見委員、片山委員、前原委員、渡邊委員、佐藤専門委員、  
椿専門委員、廣松専門委員

（国際交流基金）

関西センター 榊原副所長、正野研修事業課長、深野経理部会計課長  
外務省広報文化交流部文化交流課 小畑係長

（総務省統計局）

統計調査部経済統計課 清水課長、滝口補佐

（経済産業省経済産業政策局調査統計部）

企業統計室 岡本室長、櫻井参事官補佐、須田参事官補佐  
総合調整室 萩原参事官補佐

（事務局）

中藤局長、熊埜御堂参事官、徳山企画官

○榎谷主査 それでは、ただいまから第 27 回入札監理小委員会を開催します。

本日は、アビリティーガーデンにおける職業訓練事業の実施状況の報告及び「在日外交官日本語研修」、「科学技術研究調査」、「企業活動基本調査」の 3 件の実施要項（案）の審議を行います。

まずアビリティーガーデンの実施状況についてですが、アビリティーガーデンの職業訓練事業につきましては民間競争入札の対象事業として本年 4 月より実施しているところですが、独法の雇用・能力開発機構より実施要項に基づく前期分の実施状況の報告が出されたということですので、本件につきまして事務局から説明願います。

○事務局 それではアビリティーガーデンにおいて平成 19 年度前期に民間事業者が実施しました職業訓練事業の実施状況等につきまして、資料 1 のとおり 11 月 19 日付で、雇用・能力開発機構から報告がございましたので説明させていただきます。

資料 1、1 ページをご覧ください。

まず基本的な事項としまして、1. 対象公共サービスの内容のところ、今回どういった業務を民間事業者に実施していただいたかということが書かれております。「アビリティーガーデン」におけるホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの開発及び職業訓練の実施に関する業務のうち、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した 6 コースを実施ということです。

次に 2 としまして、今回の報告の対象となります対象公共サービスの実施状況が書かれてございます。実施期間としましては、本年 4 月から 9 月、実施民間事業者は、株式会社東京リーガルマインドということですが、

そして職業訓練事業の実施結果についてですが、2 ページに別紙 1 としまして、訓練コース、訓練実施日、訓練時間等が整理されております。

1 ページに戻っていただきまして、今回確保すべき対象公共サービスの質としましては、受講者に訓練終了後アンケートを実施しましてその結果として満足度が 80%以上であること、また在職者訓練ですので、送り出した事業主に対しても同様にアンケートを実施しまして同じく満足度が 80%以上であること、それから受講者数につきまして、平成 17 年度に官が実施した際の実績と同程度であること、以上の 3 点が確保すべき質として設定されております。その質の達成状況ですが、受講者の満足度につきましては、実績が各コース平均で 79.6%、事業主については 82.4%ということで、平均で見ますと、大体目標に近いなり、超えた数字になってございます。しかし、コースごとの内訳についてですが、別紙 2 と 3、3 ページ、4 ページをご覧ください。受講者の満足度については 6 コース中 2 コースについて、事業主の満足度については 6 コース中 1 コースについて、80%を下回る結果となってございます。なぜこのようなことになったかにつきましては、後ろの方に資料がありますので、後ほど御説明させていただきます。もう一つの質であります受講者数の実績につきましては、5 ページの別紙 4 にありますとおり、すべてのコースで確保されるべき人数を超える結果となってございます。

再度1ページに戻っていただきまして、3の対象公共サービスの実施に要した経費についてですが、支払額196万5,600円ということで、別紙5としまして、6ページの方に収支計算報告書がつけられておりますので、ご覧いただければと思います。

次に7ページですが、会計法令に基づく監督・検査の状況についての報告であります、そちらに書いているとおり、会計法令、契約において定めた事項について監督・検査を実施したところ、契約の解除や公共サービス改革法に基づく罰則の適用となる該当事項はなかったが、契約及び民間競争入札実施要項で定める公共サービスの質が確保されていなかったコースが6コース中2コース、モニタリングの結果、企画書記載事項の不履行を認めたコースが6コース中3コースあり、業務の改善が必要であると判断したため、実施要項3(4)ロ及びハに基づき民間事業者に対して改善要求を行ったということでございます。

先ほど、受講者の満足度等について目標が達成されなかったコースがあったとの御説明をいたしました。なぜそのようなことになったのかにつきまして、8ページ、9ページをご覧いただきたいと思っております。そちらに書かれております(1)「ビジョン構築力の開発」、(2)「実践・企画能力向上」、(3)「管理職のための問題解決力向上」の3コースで満足度が80%に満たなかった、もしくはモニタリングの結果、企画書記載事項の不履行が確認されたとのことでした。

大まかに状況を御説明しますと、提案のあった副教材の配付がなかったり、また一部が使用されなかったということ、また説明のポイントがわかりにくかったり、講師が受講生からの質問に答えられなかった、また不適切な言動が多過ぎたなど、講師の質にも問題があった、そういったようなことがあったということです。

これに対しまして、機構としましても改善が必要であると判断したため、民間事業者に対して改善要求を行い、改善策を作成・提出させ、後期分の実施に際しましては、しっかり改善してやってもらうようにしているということです。

なお(3)の「管理職のための問題解決力向上」のコースにつきましては、講師を変更して改めて補講を行うことにしているということです。

以上簡単ではありますが御説明とさせていただきます。

○榎谷主査 ご苦勞様でした。アビリティーガーデンの報告につきまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

○片山委員 事業者に要求する内容で、受講者数については、機構がやっていた時と同程度の受講者数を確保するということだと思うのです。満足度については、以前機構が実施していたときとの比較がないですね。

おそらく行政がやったり、機構のような独法がやったりしているときは、一般に質の評価をやっていないですね。民間に出すときだけ、民間に質を求めることになっているのでしょうけれども、その点について考え方の整理はこれまでされているのですか。

すごく官尊民卑のような気がするのですが、そういう議論はあるのでしょうか。

○事務局 こちらにつきまして、独法の中期目標なり中期計画において、目標として

80%というのが設定されておりまして、今回の民間競争入札にあたりまして、それに準じて80%ということで設定をしたということですので、官がやっている際にも80%という目標を目指してやっていたということです。

○片山委員 関連して、官民競争入札とか民間競争入札に出したものは、事業者がこのように量的にも質的にも評価を問われることになると思うのですが、出さなかったものが圧倒的に多く、依然として官がやるということですよ。これについては、出したときと見合いの質の要求とかいうことを、この際やろうということにはなっているのですか。

○事務局 官が実施するコースについても、80%。

○片山委員 いや、これはコースだけではなくて一般論としての話をしているのです。

膨大な業務が霞が関にありますよね。その業務について、この際、官がやる事業についても質的な評価を加えようという機運はあるのですか。これを見ると、これはいいことだから、官の方こそやればすごい行革になるなど思っているのですけれども。

○樫谷主査 今、片山委員おっしゃったとおりのこととして。

私は会計士ですのでいろいろな委員会に出ることがありますが、官の側は「お金のことだけ言えば、民間にやれば質が下がる」などと騒ぎ立てるわけですが、「それではあなた方の言っている質というのは何なのか説明してもらおう」というように問い詰めると、実はうやむやで、「予算があるからこの程度のことをやります」とか、「予算を切られれば少し落としますかね」などというような態度で、どの程度質が落ちるのかもはっきり説明できないという有様です。

実施要項を作る時も、実は最初の段階では、かなりレベルが低いというか、今までそういうことを考えたことがないということが現実だと思うのです。それで、本当に片山先生がおっしゃるとおり、ここだけではなくて、企画立案の部分にはなかなか難しい部分があるかも知れませんが、政策実施の部分は全て、官民競争にかかわらず、サービスの質の話ですよ。官の側は、質とコストと両方比較すると言いながら、質についての議論はしていない、実はコストも把握していないという状況があります。

このような状況の中で、会計士的に見れば、これはインチキだと思しますので、本当はおっしゃったとおり、このことに拘わらず全体的にどうするかという議論をしないといけないとは思っておりまして、そのような発言もさせていただいたことがあるのですが、なかなか物事は進んでいないという状況にあります。

ただ、こういうことを何回も何回も繰り返してやっておりますので、こういうことをやらなければいけないという認知度は、少なくとも対象の法人、あるいは対象の省庁については、少しずつ上がってきているという感じはいたしますけれども、まだまだ相当遠いものだと思っております。これは実感です。

○前原委員 前原です。このコースを見ると、自分自身経営をしてきた感覚で言うと、不満が出ているのは当然なことで、そもそも問題設定の仕方が悪い。こういう難しい問題を2日ぐらいでやれるはずがないではないか。そもそも問題設定が悪いと私は思いますね。

2日ぐらいの期間で企画力なんてできるわけがない。ビジョンだって。そこに問題があると思います。LECが悪いかどうかは別として、このようなテーマでは、他が受けても、役所がやっても無理でしょう。

○榎谷主査 これは新しいコースでしたっけ。

○徳山企画官 旧来からやっているものです。

○榎谷主査 これは旧来からやっているものをここが受けたのですね。機構もこれを2日間でやっていたということか。

○徳山企画官 基本的には同じやり方で。

○榎谷主査 教材はちょっと違った教材でしたか。

○徳山企画官 教材は、事業者の工夫ということで。

○榎谷主査 LECの教材を使ってやるということですね。

○徳山企画官 はい。ただ企画書といいますかこういう研修という枠組みは最初から決まっているということです。

○榎谷主査 確かに2日間ぐらいでできるのかという問題はあるのですが、今まで機構がやっていたものを民間に出したということなのですね。

○渡邊委員 このテーマが2日でできる内容かというのももちろんあると思いますし、これは目的から見て、このようなものが本当に職業能力の開発に役に立つと思っているのか。しかも、2日間1万8,900円というのはそこそこ高い価格となっているではないか。

本当に目的に鑑みてどういうやり方で、やり方とテーマと期間も含めてですけれども、創意工夫をしない限りは、いつまでもこのようなことばかり繰り返していても本質的なところが変わらないような気がする。

そもそも雇用・能力開発機構という所自体がこんなことばかり繰り返しやって一体どうしたいのかという方向性を議論していないのではないか。ただ形式的に民間に出せばいいというような態度でこれまでやってきたのだらうと懸念されるが、いかがか。抜本的に目的からして、もう少し企画自体に創意工夫ができるような余地というのは難しいのか。

○徳山企画官 これはあくまでこの事業の実施の半期分の報告ということで、本来、雇用・能力開発機構は独立行政法人でございまして、まさに今、整理合理化の検討の対象になっているということです。例えばこれは在職者訓練ということ、本来、離職者訓練と在職者訓練をやって、そこをどういう組み合わせでやるのがいいのかとか、機構の設置目的に則した事業の在り方というのは、独法の改革の中でもそうですし、また、市場化テストの事業を選定する際に、関連の分科会でじっくりと議論していくべき課題だと、そこは事務局としても常々思っているところです。

○榎谷主査 そもそも雇用・能力開発機構は、以前から非常に問題の多い独立行政法人でありまして、今回の見直しにつきましても、極めて厳しい見直しの対象として議論されておるところですが、訓練とか研修というのは必要だろうということは思うが、確かにその中身の話をを見ると、果たしてアビリティガーデンというホワイトカラーの訓練をはじめ

としてですけれども、こんなものが必要なかどうかという議論に今なっております、このアビリティーガーデンそのものにしても、こんなものは要らないというようなことになりつつあるということなのです。そういうことの中でのことですので、これをご覧になって、要らないのではないかと議論が具体的に出てくるのではないかと思います。こんなものが役に立つのかという話ですね。

○逢見委員 平成 20 年度どうなるかという議論はこれからの問題だと思いますので、イメージとしては、自前でこういう教育ができるところは自分のところでやっているのですね。なかなか中小企業でできないところがこういう外部に出して研修するというときに、そこで2日間がいいか、2週間がいいかという議論はあるにしても、なかなか余裕がない人たちが出てきて、在職者訓練ですから、それで2日間でやろうという、そういう意味では無理があったのかもしれませんけれども。

ただそれにしても、提案があった副教材を配付していなかったとか、予定時間を大幅に短縮して終わっているとか、あるいは講師がキッチリと内容について精通していなかったとか、企画段階で提案したものが履行されていないということは、明らかに問題点が実施者側の方にもあると思いますので、これは再講習ということのようですけれども、前期だけではなくて、後期についてもこういう問題が再発しないように、雇用・能力開発機構側も事業実施者も、キッチリとできるようにしっかり連携するということが必要だと思います。

○榎谷主査 ご苦勞様でした。いずれにいたしましても、これを見ると逢見委員がおっしゃったように、講師の問題なり、事前の約束事が守られていないというのは、中身は別としても、問題外であります。これについては後期の結果をどう受けるかということだと思いますので、よろしく願いをします。

それでは、実施要項（案）の審議に移りたいと思います。

#### （国際交流基金入場）

○榎谷主査 それでは引き続きまして、実施要項（案）の審議を行います。

はじめに「在日外交官日本語研修」の審議を行いたいと思います。

国際交流基金関西国際センター、榎原副所長に御出席いただいておりますので、意見募集の結果や、これまでの審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。10分程度の御説明でよろしく願いをいたします。

○榎原副所長 資料2-1で審議にあたっての議論のポイントをいただいておりますので、それに沿って御説明させていただきたいと考えます。

大きく言うと3つ項目がございます、1番がプレースメントテスト、2番がカリキュラム習熟度、3番が研修終了時の口頭試験です。この中で、2の（1）判定基準の細分化につきましては、細かい説明にわたりますので、正野課長の方から御説明させていただきますが、その他の項目につきましては、私の方から御説明させていただきたいと存じます。

よろしく申し上げます。

まず、項目1. のプレースメントテストですけれども、日本語のできる者が下のレベルのクラスに分類されていた、ということがないように、プレースメントテストやクラス分けはしっかりやっておくべきではないかという御指摘をいただいております。そういう面が確かにありますので、基金の関与を明確にするために、実施要項の9ページの8の(1)ハ(ロ)に、「基金は、プレースメントの内容及びその結果並びにクラス分けの状況が研修終了時に日本語能力の向上を測定するために適切なものになっているかについての確認を行い、不適切と判断する場合にはクラス分けの修正を求める」旨の記述を追加したいと考えます。

項目の2番につきましては、(1)の判定基準の細分化は、先ほど申し上げましたように、課長の方から後ほど御説明させていただきます。

2番の(2)、タスクの設定について、「タスクを設定して、カリキュラムの習熟度を測定する」というくらいのことは、実施要項に記載した方がよいのではないかという御指摘をいただいております。これについては、実施要項に4ページ目の2(7)ロの第2段落のところに、「カリキュラムの内容を反映した複数のタスクを設定し、そのタスクの達成を測ることで判定する」ということで記載をさせていただきます。

それから、(3)としまして、試験の内容及び判定基準の決定時点についていつ決定するのか明確にしたほうがよい、という御指摘を前回いただいております。これについても、4ページの2.(7)ロの第2パラグラフに、さきほどの文章の続きですけれども、「カリキュラムの開始にあたって、基金は民間事業者と協議の上、同試験の内容及び判定基準を決定する」という記述を追加しまして、「カリキュラムの開始にあたって」ということを明確にしたいと考えます。

次に、3.の研修終了時の口頭試験につきましては、前回の審議で、試験の適正をどうやって担保するのか、テープで確認するのみで本当に本人が受験しているのかを確認することかできるのか、基金の職員が立ち会った方がよいのではないかという御指摘をいただきました。これについては、3ページ目の2(6)ニ(ロ)に、「研修終了後、基金立会いのもと」という記述を追加し、基金の職員が立ち会うということを実施要項に記載させていただきます。

ご指摘いただいた項目については、判定基準の細分化を除いては以上ですが、その他の事項について、若干、前回から実施要項の追加修正を私どもの方でさせていただいた部分がありますので、御説明させていただきます。

3ページ目の2(6)ニ(イ)、研修の目標の記述について、修正前は、「日常的な話題について、説明や意見の表明をできるようにする」という記述になっておりましたが、日本語教育関係者といろいろ議論していく中で、日本語教育では、「日常的な」という言葉は使わなくて、むしろ「一般的な」という言葉を使うということですので、当該部分の記述を「日常的、一般的な話題について、説明や意見の表明をできるようにする」と修正

させていただきました。

それから、実施要項の最後の 20 ページから 22 ページ目の公館リストについてですが、もう一度ここに挙げられている国名について精査した結果、一部非ODA対象国が含まれておりました。ここではODA対象国及び旧 NIS 及び東欧諸国をリストアップするということですので、非ODA対象国については削除させていただきました。

それから、もう一点、私どもの方からの御報告がございます。前回の第 2 回審議を踏まえた入札実施要項（案）について、11 月 22 日から 12 月 6 日の 2 週間、国際交流基金のホームページ上で公開し、パブリックコメントの募集を行いました。12 月 6 日まででは、特に意見というのは寄せられておりませぬ。

続きまして、残っております 2. の（1）判定基準の細分化については、実際に現場でやっている正野研修事業課長の方から説明させていただきたいと考えます。

○正野課長 それでは、私の方から、日本語能力の向上に関する判定基準の細分化の件につきまして御説明いたします。

前回審議いただいた入札実施要項では、100%、70%、50%という 3 段階でカリキュラムの習熟度、日本語能力の向上度を判定すると御説明いたしましたが、それに対しまして、もうちょっときめ細かに細分化して基準を設定した方がいいのではないかという御指摘をいただきました。当方で検討した結果、100%、70%、50%の間に、1 つずつさらに段階を設けまして、100%、85%、70%、60%、50%という 5 段階に細分化することといたしました。

100%というのは、全くミスなく流暢に与えられたタスクを達成するという意味ですが、それに対して 85%とは、小さいミスはあるけれども、与えられたタスクが十分達成できるということです。70%というのは、文法・語彙に時々間違いがあるが、与えられたタスクが達成できるということです。さらに 60%といいますのは、間違いがあったり、コミュニケーションが途切れたりして、日本語教師がある程度助けなければタスクが達成できないレベルということで考えております。最後の 50%というのは、あまり研修開始のレベルから進歩が見られずに、間違いが多くて、コミュニケーションを図るのが難しいということ想定しております。

この基準で、例えばタスク数を 3 つとしますと、60%を、つまり、教師の助けを借りて何とかあったというタスクが 1 個あっても、ほかの 2 つのタスクの達成度が 70%、85%であれば、平均すると 70%を超えますので、その場合には 70%以上ということで合格できることとなります。さらに、何らかの事情によって 1 つのタスクが全くできなかった、つまり 50%になってしまったという場合でも、それが何らかの理由でそうなってしまっただけであって、実は本人は能力が高くて、ほかの 2 つについては 85%達成できたという場合にも、これは合格ということになります。

ただし、達成度が 70%、85%、50%になってしまうような場合には、それは合格ラインには達しませぬ。それでも、この基準であれば、何らかの理由で 1 つのタスクをしくじ

ってしまったということがあっても全体としてはカバーできるのではないかと考えております。

以上です。

○樫谷主査 ご苦労様でした。何か御意見・御質問ございましたら、よろしく願いをいたします。一応対応はしていただいたということですね。

ここの根本的な問題というのは、もともと 200～300 万のプロジェクトなのです。したがって、今後、もう少し幅を広げたようなことにしないと、わりと大がかりな仕掛けで市場化テストをやるのですけれども、皆さんの中の上京する交通費も考えると、かえってコストが増加するのではないかとということもなきにしもあらずなので、金額だけで見てはいけないのかもわかりませんが、今後はその辺の工夫もしていただく。

今回はこれでしっかりやっていただいたので、いい傾向だと私個人的にはそう思っておりますが、他の委員の先生方はいかがでしょうか。よろしいですか。

(「よし」と呼ぶ者あり)

○樫谷主査 それでは、本実施要項(案)につきましても、これまで3回にわたって審議してまいりました。実施要項(案)の重要な論点につきましても、漏れなく取り上げて審議してきたと思いますので、小委員会での審議は今回で実質的に終了することとし、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましても、主査である私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「よし」と呼ぶ者あり)

○樫谷主査 ありがとうございます。今回、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、国際交流基金におかれましては、今後、本実施要項に基づいて入札手続を進めていただくこととなりますけれども、本入札についての周知、公告をしっかりと行っていただくとともに、事業実施にあたっては綿密な連絡・調整を図り、民間事業者が円滑に事業を開始できるよう、積極的な協力をお願いしたいと思います。

本日はご苦労様でした。

(国際交流基金関係者退場、総務省関係者入場)

○樫谷主査 それでは続きまして、「科学技術研究調査」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

ここからは統計関係の審議となりますので、統計調査分科会の廣松専門委員、椿専門委員にも審議に加わっていただきたいと思います。本日はよろしく願いをいたします。

本日は、総務省経済統計課清水課長に出席いただいておりますので、意見募集の結果やこれまでの審議を踏まえた実施要項(案)の修正点等について御説明をいただきたいと思います。

います。10分程度で御説明いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。  
○清水課長 最初に、資料3-1をご覧になっていただきたいのですが、科学技術研究調査民間開放の実施状況について、前回11月13日に御議論いただいた内容に新たに加えた部分についてのみ御説明をさせていただきます。

こちらの資料の7ページに総括的なとりまとめを書き加えております。

まずは、目標の達成について。今回、目標とする水準値、回収率につきましては、ほぼ達成できたと考えておりました、引き続き、送付・回収、照会対応等に係る業務について民間委託を行うことは可能と考えております。

次いで、業務量につきましては、統計局の業務といたしまして、調査票の再送付が9月、10月に集中して出てきたわけですが、全体として調査客体から統計局への照会対応業務が減少いたしました。今後の民間委託による業務遂行につきましては、統計局と民間事業者の双方が習熟してくれば、業務の効率化効果は上がりますので、業務量は減少するものと考えております。

最後に、改善点ですが、今回の経験を受託事業者に知らせることがかなり大事であると考えております。回収予定を提示させ、早い段階から進捗を相互に把握していくこと、また、双方の連絡を密にしていくことが必要であると考えております。

さらに、照会対応・督促業務は調査票回収の要であるため、内勤スタッフに対する教育又は研修、指導の内容及びその方法について具体的に提示させること等により、的確な対応に努めていく必要があると考えております。

続いて、意見募集の状況ですが、前回、御説明させていただきました民間競争入札実施要項(案)につきましては、11月15日から27日の間に意見募集を行いました。その結果、意見はございませんでした。

引き続きまして、資料3-3実施要項の(案)について御説明をいたします。時間も限られておりますので、表現上わかりやすくした点については説明を省略させていただきます、大きく変わった点についてのみ御説明をさせていただきます。

まず、最初に6ページ真ん中より下の部分に、回収率についてまとめております。こちらの方については、前回先生方の御意見を受けまして、書いている順番を書き換えております。全体の回収率を最初に持ってきております。各カテゴリについて、実績値である以下の数値を下回った場合、民間事業者は業務期間終了後の事業報告書において、実績値を下回った原因について分析し、報告する。

このように、下回ったときに原因を分析するケースというのを、前回は、基準日時点の回収率、督促回収率、それぞれ分けて書いていたわけですが、今回は、全体の回収率について書いた上で、民間事業者は、基準日時点の回収率及び督促回収率について、その達成目標値を設定し、これを達成する。なお、達成目標値については、入札書類に記載し、国に提示するという事で、原因の分析そのものは全体の回収率についてのみを行うということにしております。

引き続きまして、12 ページの一番下のところに、落札者が決定しない場合というのを書いております。私どもはこのような場合がないことを祈ってはおりますが、もしこのようなケースがあった場合には「国が本事業を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする」という記述を入れております。

続きまして別紙7、29 ページになります。下のところに回収率を書いていたのですが、調査客体数及び回収数についても書き込んだ方がいいという御指示がございましたので、その数値を入れております。

さらに最後のページに調査の流れ図を書いております。この中で、前回は20～22年度の対象範囲だけをくくっていたのですが、今回、19年度の対象範囲についても明示しております。以上です。

○樫谷主査 今の説明につきまして、何か御意見御質問がございましたら、よろしく願いをいたします。

民間からの実施状況についての(案)の7ページ目に総括をさせていただいているわけですが、この中で、まず、3の「課題・改善について」ということの中で、双方の連絡を密にするということと、「また」のところで、内勤スタッフに対する教育(研修)、指導、この辺についてはもうちょっと具体的に説明いただけたらと思っております。

○清水課長 今回、入札実施要項の中で、その辺の状況も評価に加えることとしております。具体的には、実施要項(案)の11ページ、教育(研修)ということで加点項目の審査を書いていますけれども、その記述を前回よりも具体的に書いております。「教育の内容に工夫がみられるか。教育(研修)、指導の内容及びその方法が、効果的と考えられるように具体的に示されているか。研修時間が取られているか」という項目を入れております。

○樫谷主査 こういうものが適切にされていれば、さらに効率的に業務が実施されたということであろうということだね。

○清水課長 はい。

○小林委員 今の事業の実施評価のところです。

結局、民間にこの事業をやっていただいて、質の確保ができて、効率性といった面でどうなのかということで、官と民の中で仕事を分担して行って、一定のレベルで効率的に一定の質のものができたという評価なのか、それともこれだと業務を出す前と出した後において、例えば、2の業務量についての2行目のところに、当初の統計局の業務としては、何とかは発生したけれども、調査客体から統計局への照会対応業務は減少したと。統計局と民間事業者の双方が習熟してくれば、業務の効率化効果は上がって、業務量は減少するものと考えられる、といったところの説明では、官の方の業務が減って官の効率化につながったというところの読み方が、ちょっと難しい書きぶりになっている。

民の創意工夫で官がこれまでやっていたことがより低コストで質が確保されるということの市場化テストの趣旨が、このような書き方で本当に活かされているのかということ

に疑問がある。その点はいかがか。

○清水課長 趣旨はおっしゃるとおりで、確かに実際に効率化すればよかったというふうには思っているのですが、実際に経験してみると、予想もつかないような業務が集中して発生したり、あるいは調査客体から統計局への照会がまだ残っていたりということがあります。また業者と我々との連絡がキッチリと電話対応している人にまで行き渡っていないということも多々ありまして、必ずしも全体を見て効率化したということはなかなか言えない面が残っているのかなと思います。ただ、それは最初だったからということが結構あると思うのです。

今回、こういった経験を踏まえて、次、どういう業者が受けるかわからないですが、それを受託事業者に知らせていく。また、今回よくなかった点というのは、課題・改善点として改めていくということを通じて、より効率化が図られるものと考えております。

○樫谷主査 小林委員、よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○樫谷主査 よろしいですか。何かございませんか。

それでは、私から一言コメントをさせていただきたいと思います。

まず、対象業務範囲及び契約期間についてですが、対象業務の範囲の拡大、複数年度契約、これは約3年ですか、3回ということでしょうか、について、平成19年度の経験を踏まえていただいたことは大変評価したいと思います。

サービスの質につきましては、経験を積み重ねて、よりよいものにしていく必要があると思います。例えば、満足度とか、誤記入、未記入率等については、平成20年度以降の事業においてもできるだけデータを蓄積していただいて、質として設定できるかどうかについても、引き続き御検討いただけたらと考えております。今は回収率だけですが、そういうことも実際、事業で統計をとっていただきたいということです。

それから、インセンティブ、ディスインセンティブについてですが、インセンティブ、ディスインセンティブにつきましてはの導入の可能性についても、難しいということだったのですけれども、引き続き統計局で御検討いただけたらということです。よろしくお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○清水課長 承知いたしました。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで3回にわたって審議してまいりましたが、実施要項（案）の重要な論点につきましては、漏れなく取り上げて審議してきたと思いますので、私としては、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた

場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

本日はどうもご苦勞様でした。

(総務省関係者退場・経済産業省関係者入場)

○榎谷主査 引き続きまして、「企業活動基本調査」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

経済産業省企業統計室、岡本室長に出席いただいておりますので、意見募集の結果や、これまでの審議を踏まえた実施要項(案)の修正点等について、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○岡本室長 経産省の岡本です。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、早速ですけれども、前回御指摘いただきました点並びに私ども自身で検討いたしました結果につきまして、簡単に御説明したいと思います。

それでは、早速ですけれども、資料4-2です。

ちなみに、先に申し上げておきますけれども、ほとんどが用語整理をいたしまして、用語の統一を図らせていただきました。その点につきましては、細かい点ですので、割愛させていただきます。

大きく変更した点ですけれども、ページで申し上げますと、8ページから9ページにかけてです。見開きで開いていただければと思います。ここの前回から十分に御指摘いただいております質の確保のところ。(5)のウですが、調査の回収率のところを私どもで検討いたしました。

ちなみに、前回の案では、全体の回収率と督促回収率ということを掲げさせていただきました。これにつきまして、私ども内部でも検討いたしましたところ、督促回収率というのは、全体回収率を確保するための途中経過であるということから、言葉はよくないかもわかりませぬけれども、あまり重要なことではないかなと。それよりも全体の回収率、最後の段階でキッチリと確保していただければいいのではないかということから、この部分につきまして、督促回収率という項目を落とさせていただきました。全体の回収率として78.9%、つまり、私どもで実施した78.9%という平成16年から18年の調査での平均値ではすけれども、これを上回るように努力していただきたい。究極は100%を目指していただきたいということをお願いしたいと思っております。

続きまして、9ページです。その下の段の3の(7)です。これにつきまして、簡単に申し上げますと、コンソーシアムというか、企業として共同体で事業を遂行していただくことも可能ということで、間口を広げるという意味から、ここに付け加えさせていただきました。これは私どもの内部の検討の結果です。

かいつまんで申し上げますと、今言ったとおりでございまして、いずれにしましても、

民間事業者単独では、私どもの調査というのは非常に規模の大きいものです。そして、調査から回収、そして審査という、ある意味でのフルセットで委託しようと思っています。そういった意味で、パイが大きいものですから、場合によっては単独、1社のみではなかなか難しいということも想定されるかなということから、その可能性を含めまして、こういう共同体での事業も一応エントリーできるということにしたいというふうにここに記載させていただきました。

それから、これは前回の先生からの御指摘だったと思うのですが、実施状況とか督促状況とか疑義照会、そういったものについてどういったもので報告させるのかという御指摘があったかと思います。それにつきまして、28 ページです。これは案ではありますが、督促をどういうふうなことを行ったのかということ週に一遍、こういった様式で私どもの方に報告をしていただくということ。

それから、31 ページです。これにつきましては、疑義照会。各企業からの疑問点とか、照会事項、そういうことがありました場合には、これに記載していただきまして、これも私どもの方に報告をいただくということにしております。

もう1枚めくっていただきまして、32 ページです。これも同じく、お問合せだとか、苦情、こういったものにつきましても、ここに記載の上、私どもの方に逐次報告をしていただくということで考えております。

以上、大きく私どもの方で修正並びに検討した結果を反映したものがこれです。

冒頭申し上げましたように、それ以外の細かい点につきましては、基本的には用語の整理並びに説明の補足ということで、大幅な変更はいたしておりませぬ。

実施要項につきましては、以上です。

引き続きまして、先般もお話もありましたけれども、パブリックコメントを私どもの方で実施いたしました。2週間の間、開示したわけですが、2件の意見が出てまいりました。それにつきましては、資料4-3です。この2点につきまして意見がございました。

1点目につきましては、私どもの実施要項内では、入札資格といたしまして、基本的にはA評価の人に限るということにしております。これは、私どもの経済省で実施しております入札要項の中に、役務の提供につきまして、3,000万円以上の金額のものにつきましては、原則というか、目安としてA評価のものを使うことにしております。必ずしも絶対Aでないといけないというわけではないのですけれども、今申し上げましたように、目安としてA評価のものを対象としているということ、それと、本調査自身、私どもとしてキッチリと成果を出したいと考えております。そういった意味からも、A評価の企業にやっていただきたいと考えております。そういった意味から、このパブリックコメントでは、C評価まで入れてくれということですが、私どもとしては、A評価の企業・会社に限定したいと考えております。

もう一点につきましては、入札参加者の募集に関しまして、書類提出を落札後にしてもら

えないかということです。これにつきましては、私どものこの事業に関しまして、入札するにはこういった資料を用意しなさいと、法令で定められた事項ですが、これにつきましては、残念ながらお受けするわけにはいかないということで、事前に書類は提出していただくということにしたいと思っております。

簡単ですけれども、実施要項の変更点並びにパブリックコメントの結果につきまして、御報告させていただきます。以上です。

○樫谷主査 それでは今の御説明につきまして、御質問・御意見ございましたらよろしくお願いをいたします。

○逢見委員 コンソーシアムも認めるということになりましたけれども、もう一つ、民間競争入札参加資格でA評価というのがありますが、コンソーシアムになったときに評価はどこか1つがAをもらってればいいと理解すればいいのですか。

○岡本室長 そのとおりです。そういうふうに考えております。コンソーシアムの場合には代表を決めていただきますので、そこがA評価のものというのが必要だと考えております。

○佐藤専門委員 これは実施要項（案）の用語に関する単純な質問です。実施要項（案）の14ページのところで、落札方式のところで、本件は加点方式でやっていただいて、技術点200点、価格点100点という配分で、（2）のウの得点配分のところに関する記述なのですが、技術点のうち、「価格と同等に評価出来る項目の配分を100点とする」という記載があります。それで、同じ実施要項（案）の33ページのところに評価項目一覧というのが載っていて、一番下の方に、これは技術点200点の内訳で☆印がついているところ、ついていないところ、それと価格と同等に評価できる項目ということで、技術点のうち価格と同等に評価できる項目というのは、ここに示された評価項目のうち、どれがそれに該当するのかを教えてくださいませんか。

○萩原参事官補佐 今お開きの33ページで申し上げますと、一番左側の大項目のところに☆が付いている項目と付いていない項目があります。新規のところ☆がついているもの、価格と同等というのは☆のついていないものということでもあります。

○佐藤専門委員 そうすると、例えば2.1の実施体制・役割分担、これが価格と同等に評価できる項目というのはどういう意味か。

質問の目的は、技術点の中に、価格と同等に評価できる項目と、新規性、創造性、効率性を求める項目というふうに分けられた意図を教えてください。

○萩原参事官補佐 国の入札は、もともと最低価格方式が前提でございまして、価格点のみで決めるものがもともとで、総合評価というのは最近導入されてきております。そのときに、価格点と技術点というのを通常は1対1に考える。価格点と同じ100点とそれ以外に、ですから、100点、100点、100点と300点で計算するというときに、技術点と価格点とそれ以外にあと100点、それ以外の体制とか制度とか、そういう仕組みの方で見ているわけですが、そういうことで評価をするという、うちの中の会計の入札の定義で決まっ

ている制度設計でございまして、それでそういう位置付けをさせていただいております。

ですから、わかりづらくて大変恐縮ですが、通常うちの中で国の入札でそういうことをやる時に、価格点と技術点とその他の点を、その他のところを価格と同等に評価できる項目ということで評価をして、入札にかけているということでございまして、技術的な説明になってしまって恐縮ですけれども、そういう整理であります

○佐藤専門委員 価格は数字で1円刻みで点数をつけられますよね。技術点というのは、定性評価なので、何点刻みで点数をおつけになるのかわかりませぬ。33ページの一番下の脚注を見ていると、0点か6点かというつけ方ということですよ。要するに、定性的な、提案内容を読んでみて、数字にならない部分をこういう形で1点刻みなのか、0.1点刻みなのかかわかりませぬが、定性面の点数をつけるという評価をなさるときに、価格と同等に評価する技術点というのはどういう意味なのかがわからなくて、つまり、私がなぜこの質問を差し上げるかという、評価項目一覧という形で、このままの形で実施要項(案)という形で出されますよね。そうすると、応募者の方としては、質を上げて、そのかわり価格も高くなってしまふ提案をするのか、それとも、定性面の技術点をもらうのをあきらめるかわりに安い価格を入れるかという計算をやると思うのです。そのときに、定性面の評価の技術点の中に価格と同等に評価できる項目という、言葉の意味として、私には価格と同等に評価できる評価項目というのがどういう意味なのかがわからなくて、技術点をとりにいったらいいのか、価格点をとりにいったらいいのか、価格と同等に評価できる技術点というのは、何か価格の評価に連動するのか、14ページの記述を見ている限りは、あくまでもそれは技術点という定性評価項目の一要素だという位置付けのようにお見受けするのですけれども、例えば実施体制・役割分担に関して、新規性、創造性、効率性を求める項目とは分類されていないということの意味がよくわからない。そこは新規性を求めないけれども、価格と同等に評価しますよというのは、価格換算して何か内部で評価するという基準を設けていらっしゃるのですか。

○萩原参事官補佐 先生、言葉足らずで申しわけございませぬ。どちらかという、価格点で評価するのが入札の基本だと最初に申し上げました。価格と同等に評価すべき点数、つまり、100点と換算すべき項目はこういうことですよという意味ですから、この項目を価格と同等に評価できる項目としたのは、御趣旨はよくわかります。読んだ人の立場で言うと、価格と同等に評価できるというのはどういう意味だ。調達側の会計的な書き方になってしまっているのかもしれないけれども、価格と同等に評価できるとして、価格点と同点の100点を与えているという意味での同等だと御理解いただければありがたいのですが。そこはわかりづらい表現で大変恐縮ですけれども、そういう意味です。

○佐藤専門委員 はい、結構です。

○樫谷主査 ちょっとわかりにくいところがある。経産省の入札に慣れた人はいいかもわかりませぬが。入札参加者も多分こういう意識をして書類を出してくるでしょうから。

○萩原参事官補佐 国の入札に係る方はこの表現で全部整理をしてやっていますので、他

のものも全部、コンピュータの入札から何もこういう評価のやり方をやっております。

○樫谷主査 混乱することはないのか。

○萩原参事官補佐 混乱することはないです。AからCの判定をしていただく方々には、この説明をして、こういう点でやりますよと。最低価格方式のものと、総合評価落札方式というものがあって、こういう評価の仕方をしますという項目名の名前のつけ方です。それは言われると確かに。私どもは自然にすつとくるのですが、おっしゃるとおりかもしれませぬ。

○樫谷主査 あまりここについて神経的になることはないということですね。ついてはつかっていないかは。

○萩原参事官補佐 そういうことです。事業者の方は神経質になることはないと思います。

○樫谷主査 要は、こういう配点があると理解するだけでいいということですね。中の話だということですね。よろしいですか。

ちょっと気になっているのは、今のコンソーシアムのところ、情報セキュリティの要件がありましたよね。これについてはどういうふうな扱いか。

○岡本室長 どういう役割分担をするのかということにあるとは思いますが、もし審査だとかそういう部分に関わる場合には、私どもの実施要項に準じた形で実施していただきたいと考えております。冒頭申し上げましたけれども、代表となるところが統括者と私ども思っているのですけれども、そこがしっかりと監理していただくというふうには考えております。

○樫谷主査 特にこれはよろしいですか。意味は十分わかると。コンソーシアムの場合も、情報セキュリティについてはケース・バイ・ケースだということですね。

○渡邊委員 先ほど、例えば経済産業省の内規の話なのか、それとも他の国の官庁の入札の関係であれば共通の話なのか、可能であれば、何々に言う「何々」というところが恐らくわかれば、あいまいさは消えていくだろうと思う。

確かにわかる人はわかると言われると、私は素人なのでわからないだけかという気はするけれども、後々のいろいろなトラブルの防止とか誤解の防止とかいうことを考えれば、可能な限りこの文面だけを読んでわかるような形で整理していただくというのが一番望ましい。

もしそれができないような状況があるのであれば、何かほかの言葉を補うとか、そこを一工夫していただく。変な言い方ですけども、もともとペーパー自体が、後々何かトラブルになったときに、これに従ってやったでしょうという証拠になる側面と、読んだ人にとって、ポリシーというか、理解させるというところと両方意味を持つと思いますので、そういう観点から一工夫していただけるのであれば、その方が望ましい。

○樫谷主査 今の渡邊委員もそうですし、逢見委員がさっき質問された、要するに、代表者はAだけでも構成は必ずしもAでなくてもいいと。それもこれだけ読むと、全員Aでなければいけないと読む人もいるかもわかりませぬ。そういう意味で今のことも含めて、

工夫はできますね。

○岡本室長 その点につきましては、当然入札説明回の際にキッチリと説明はしたいと思っておりますし、今後、これ一回ではございませぬ。また、来年とかもす。引き続き検討してまいりたいと思っております。わかりやすいような入札制度にも努力したいと思っております。

○樫谷主査 いかがですか、今の回答で。

○小林委員 私もそのところが気になっていて、つまり、コンソーシアムの規定のところと情報セキュリティの規定のところと評価項目一覧の実施体制とセキュリティ対策のところと、その部分をコンソーシアムがきたときにどのように読んでいくのかというところが、もう少し丁寧に書き込みができると、コンソーシアムで来る人たちにとってはわかりやすいのではないかと思います。

○渡邊委員 私も、コンソーシアムを組むときに、当然コンソーシアムを組む段階で協定を結ぶということも考えておられるのだと思うけれども、今の全責任は代表が負うという点は、企業が協定を結ぶときに、代表になるかどうかのデシジョンというか、決めるとき、あるいは責任を負うということは、当然、何かあったらだれが最終責任を負うのかという損害の分担とか、協定をつくる部分で非常に気になる部分だと思う。

協定を結ぶときに最終責任はどこまで自分たちが負うのかというリスク判断ができ、あるいはそれに十分な協定を結ぶだけの細則というか、ポイントというのでしょうか、ここは押さえなければいけないのだというのがわかるような形でこの要項があれば、恐らくコンソーシアムを組むときに、絵に描いた餅ではなくて本当に組みやすくなるのではないかと思います。

もし今のような、全責任は代表で彼らが責任を持って最後までセキュリティの部分とか指示までできないと本当に危ない、代表として責任をとるということ自体が危ないことなのかどうかとか、重要ポイントは入れておいていただいた方がいいのではないかと。

○樫谷主査 いかがか。確かに責任の問題、代表者が全責任を持つとは書いていないね。だから誰が責任を持つのか。全責任を持つのであればあとは代表者がどういうもの、最終的にはコンソーシアムとしての評価でしょうけれども、何か一工夫できる余地はないか。

○岡本室長 実施要項上は、確かに書き足らない部分があるかも知れませぬ。それにつきましては、引き続き検討していきたいと思っております。ただ、今回のこの件に関しましては、基本的には私どもの指導だとか、あと、実際に契約を結ぶ段階で、その辺をきちっと担保できるようにしてまいりたいと思っております。

ちなみに、再委託の場合も、ちょっと話はずれてしまうかも知れませんが、再委託の場合もほぼ同じだと思っております。親会社というか、受け取ったところが、例えば印刷をどこかの会社に再委託をするということも、実施要項上では認めております。その場合でも、再委託をする元、つまり、請け負った会社が責任を持つということには私は変わらないのではないかと思います。確かにコンソーシアムという組織にはなりますけれども、基本的には責任関係というのは、私どもが結ぶ契約者、相手方と考えております。

うまく説明ができないですけれども。

○渡邊委員 再委託のような場合であれば、それは一義的に相手方は誰かというところで、受ける段階で契約者が自分が最後に責任をとるところなのだと思うけれども、ただ、コンソーシアムもどういうベースでコンソーシアムを組むのかという問題があって、責任の主体としてのエンティティをつくるわけでなければ、多分契約ベースでみんなと一緒にやろうねという内容のものになって、そうなると、実際に責任を追求する場合、あるいは追求される場合は、基本的に連帯責任というか、それぞれが全部の責任ということはあるのかなど。どういう協定でやるのか、それを対外的に調達側にいくのかどうかというのはあると思うけれども、そういう意味で、責任を問いやすくするという観点と、問われたときの誰かが消えてしまわないかとか、そのあたりの観点で申し上げただけですので、決して再委託と同じだとは理解していないということを申し上げておきます。

○樫谷主査 いかがか。共同事業体、コンソーシアムを入れていただいたのは高く評価できると思うが、共同事業体で入札する事業者が出てくるかどうかということもまだわからないでしょうけれども、もしそういうことを考えているところがあるとしたら、少し迷うところではありますね。入札参加主体というところは。共同事業体でやったときにどうなるのだろうというところがあるので。

○萩原参事官補佐 おっしゃるとおりだと思います。お気持ちは大変わかります。エンティティを多分つくって、共同事業体をつくれば、そこと契約をするのですが、国の契約者というのは、多分代表者と契約をする形になって、コンソーシアムの先がプライム、プライムがどこになるかということは代表者が決めていただいて、契約をして、責任関係が、あなたと契約しますよと。そのときに、じゃ、共同体の人たちが下請みたいな形になるのか、私どもは1社と契約をして、その先に下請の会社も含めて登録をさせていただきますので、今、入札は再委託先まで全部開示することになっておりますので、そういう意味では、募集の公募をするときにはコンソーシアムの形ですけれども、実際に話し合っていく中で、どこがプライムになって責任をとって、言い方で言ったら再委託先ですが、最終的に、もともと再委託先として印刷業者みたいなところが入るのか、企画の立案のこの部分はうちがメインでやるのだけれども、金の支払い上、それから、責任の制約上、ここがプライムになって、ここからお金とあれをもらってやるのだというスタイルで契約をする、エンティティを組んでいただければ、それはそれで、そこに集まっていたら、LLPみたいな形で契約ができるのかどうか、私もこの瞬間には知りませぬけれども、エンティティを組んで契約主体としてやっていくというスタイルであれば、それはそれでいいのですが、この規模だとさすがにそこまではいかないと思うので、ただ、まだフワッとほしているのだけれども、私たちは一緒にこれをやりたいのです。ただ代表者は私ですということで応募してきていただいて、その点数がよかったときに、実際に契約をどなたとしましょうかという御相談をしていくという手続になるのだろうと思いますけれども。おっしゃっている趣旨はすごくよくわかります。

ただ、民間の企業の方々は、ただ、プライムが全部責任をとる、契約者が全部責任をとるというのは、ある種の契約をしているときには1対1、民民の話ですので、民民というか、それは官でも民でも一緒ですから、契約をしたら、契約主体が責任をとりますので、そこは、もちろん伝播的というか、連続的に行った先にも責任は及ぶのですけれども、そこは確かに私どもの言い方がフワッとしているかもしれませぬけれども、契約をする立場の方々には、プライムを書けということはそういう意味だということで、私どもはこういう書き方をして、すみません、もっとわかりやすく書けばいいのかもしれませんが、趣旨はそういうことです。

○樫谷主査 各先生、いかがですか。

○渡邊委員 別にコンソーシアムを組んでくださるということに文句を言っているわけでは全くなく、そうだとすると、多分コンソーシアムであれ、どんな形であれ、契約としては一相手方がいて、あとは内部の責任問題でしょうという、まさに今の下請と同じ仕組みになるということであれば、特に、「だからこういうやり方でやれます。」という説明が1つ加わっただけで、権利関係には何の影響もないということになりますね。

○樫谷主査 どうですか事務局、何かいい案がありますか。このままでいくということもあるでしょうけれども。

○熊埜御堂参事官 一応今の御議論を受けまして、コンソーシアムは私ども事務局としては、共同事業体でできるということを経産省として明らかにされたということの趣旨だと思っておりますので、入札説明会でいろいろとキッチリと御説明されるということもありますので、事務局の方でも入札説明会に立ち合わせていただいて、例えば、コンソーシアムがあった場合に誤解がなければ、この議論は出てこない話ですので、誤解がないかどうかも含めてちゃんと見させていただくということで、今回の議論としては、共同事業体が、統計調査のこれもずっと事務局からも御説明しているとおおり、民間開放もまだ手探りの状況でありますので、コンソーシアムが出てきてどうなるかとか、正直申し上げてなかなか読めないところもあります。

このあたりは、経済産業省さんでもコンソーシアムの実例があるわけでもないと思いますので、手探りのところがあると思いますので、我々も今後に向けて、経産省も先ほど室長さんもお考えになるとおっしゃっていただきましたので、事務局の方もそういうスタンスで臨ませていただくということ。

それから文言として工夫ができないかという、先ほど渡邊委員から御指摘のありました点は、少し事務局で相談をさせていただいて、工夫ができるのかできないのか、そういう誤解がないような表現ぶりのできるのかできないのかというところは詰めさせていただいて、結果はまた御相談をメール等でさせていただいて、整理をさせていただく、そこは事務局で責任を持って経済産業省さんと議論をしてやらせていただきたいと考えております。

○樫谷主査 わかりました。

○佐藤専門委員 PFIの世界ではコンソーシアムを組むのが当たり前になっていて、そ

こでの整理を御参考としてお話し申し上げますのですけれども、恐らくポイントは、コンソーシアムというのは、法的に表現すると、民法上の組合です。落札者を選定したら、代表企業と構成員と出てきて、そうしたら、その全員が落札者、構成する人たちであって、ポイントはだから、経産省が例えばコンソーシアムを落札者を選定した場合に、代表企業とだけ契約を締結する、それはそれで契約の方式としてあり得ると思います、結構ですけれども、問題は、再委託と皆さんが呼んでいる代表企業からさらに構成員のところに仕事が出る部分のことをおっしゃっておられるのか、それとも、経産省から直で構成員に仕事を発注しているというふうに構成されるのかわかりませぬけれども、問題は、落札者で選定したメンバーのうち、代表企業が再委託をする先を勝手に変えてはいけません。要するに、建設の場合の元請と下請の関係ではないという、そこだけ押さえておかないと、再委託を勝手に認めることによって、結局、特命随契で構成員が入ってきたのと一緒のようになってしまうので、そうすると、何のための公募の手続をやったのかということなので、コンソーシアムで選んだ場合には、そのメンバーは落札者として固定しなければいけないという、そこだけ見ておいていただけたらいいのかなと思います。

○萩原参事官補佐 再委託の場合も、経済産業省の場合は、経済産業省の場合だけではないですけれども、再委託先が変わった場合は契約変更です。ですから、それも含めて、コンソーシアムだろうが、契約相手方が変わったのと同じ手続が必要になりますので、そこは勝手に変えられないというか、変えることはできません。ですから、応募したときからかたまっているというか、契約変更しないとできない形になっております。

○樫谷主査 よろしいですか。それでは、熊埜御堂参事官がおっしゃったようなところで処理ができればと思います。

そのほかに何か事務局から確認すべきことはありますか。

○廣松専門委員 1点だけ。これはあるいは既に御説明いただいたのかもしれないけれども、22 ページと 23 ページに流れ図がありますが、その中で上と下を比べてちょっと気になったというか、違いがある。違いは、経済産業局は調査客体からの照会への対応を行うというのが現状ですね。下の方では、そこはすべて民間業者がやることになるのですか。多分、調査回収者によっては、直接、経済産業省なり、あるいは経済産業局に問い合わせてくるというケースもあり得ると思うのですけれども、そこはどのような形で処理なさるのですか。

○岡本室長 例えば、最初の調査票を送る段階で、疑義照会先というのは当然記載して、ここにお問い合わせくださいという形で出します。ただ、私どもに直接お問い合わせがあった場合、それを拒む理由もございませぬので、そこは適宜回答するなり、疑義照会に答えるということで、たらい回しにするつもりはございませぬ。

○廣松専門委員 そのときに、ほかのケースでもそうですが、例えば、この調査の経済産業省企業活動基本調査という名前をつけた事務局というような形で対応する、民間企業の名前そのものではなくて……。

○萩原参事官補佐 事務局みたいな。

○廣松専門委員 名称は事務局ということになるのですか。

○岡本室長 名称は、今先生御指摘のとおり、何とか事務局という形で会社名が出ることはないようにしたいと思っております。

○樫谷主査 よろしいでしょうか。本実施要項（案）につきましては、これまで3回にわたって審議してまいりました。実施要項（案）の重要な論点につきましては、漏れなく取り上げて審議していったと思いますので、私としては、小委員会の審議は今回で実質的に終了することとしたいと考えております。

そこで、議了にあたりまして経済産業省に要請しておきたいことがありますので、申し上げたいと思います。

今回、指定統計調査としては、調査票等関係書類の印刷から集計までの幅広い業務を一括して民間開放するという初めてのケースです。これは高く評価しておるのですけれども、ぜひ適切に実施していただきたいと思っております。

なお、情報セキュリティ面での配慮、サービスの質の設定の在り方などにつきまして、入札手続や事業実施の過程において課題等が生じてくる可能性があると思われまます。今回は、単年度での事業でありますので、次回に向けては、それらの課題等に対処するために必要な情報収集や検討を前広に進めていただくとともに、複数年で事業を実施することを前向きに御検討いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。

○岡本室長 御指摘の点に関しましては、重く受けとめまして、よりよい調査にしたいと考えております。

○樫谷主査 よろしくお願いをいたします。

それでは、小委員会の審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、コンソーシアムのことが出ましたので、事務局で詰めていただきたいと思っておりますが、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、主査である私に一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合、また、今のコンソーシアムの件につきまして何か変更があった場合、状況も含めて、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了します。

（終了）